

第10問

輸入(納税)申告 (解答・P.408)

チェック欄		

別紙1の仕入書及び下記事項により、オーストラリアから水産物を輸入する場合の輸入(納税)申告を輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄((a)~(e))に入力すべき品目番号を、別冊の「実行関税率表(抜すい)」及び「EPAタリフデータ(抜すい)」を参照し、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄((f)~(j))に入力すべき申告価格(関税定率法第4条から第4条の9まで(課税価格の計算方法)の規定により計算される課税価格に相当する価格)の額をマークしなさい。

記

- 1 品目番号が同一であるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 品目番号が異なるものであっても、輸入割当品目に該当する物品以外のものについては、それぞれの申告価格が20万円以下である場合には、これらに関税が有税である品目と無税である品目に分けて、それらを一括して一欄にまとめる。
 なお、この場合に入力すべき品目番号は、次のとおりとする。
 - (1) 有税である品目については、一欄にまとめた品目のうち関税率が最も高いものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
 - (2) 無税である品目については、一欄にまとめた品目のうち申告価格が最も大きいものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 一欄に一品目のみを入力することとなる場合であって、当該一品目の申告価格が20万円以下であるときは、輸入割当品目に該当する物品以外のものについては、その品目番号の10桁目は「E」とする。
- 4 品目番号欄((a)~(e))には、申告価格(上記1によりまとめたものについては、その合計額)の大きいものから順に入力するものとし、次に上記3による一品目のものを入力し、最後に上記2により一括して一欄にまとめたものを申告価格の大きいものから順に入力するものとする。
- 5 課税価格の右欄((f)~(j))には、別紙1の仕入書に記載された価格に、下記7から10までの事項により申告価格に算入すべき額がある場合にはその額を加算した額(本邦通貨に換算した後の額)を入力することとする。
 なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 6 オーストラリアドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 7 輸入者は、今回の貨物の輸入取引成立のために、当該仕入書価格のほかに、輸入者と輸出者との間の仲介を行った者に対して、その報酬として仕入書価格の3%に相当する額の仲介手数料を支払う。
- 8 輸入者は輸出者との取決めで、輸入する貨物を定温で輸送するために必要な包装用資材について、自己と特殊関係のない本邦の会社から450個のカートンボックスを1個当たり256.14円(運賃込み)で購入し、輸出者宛てに無償支給している。このうち5個は生産ロスを見込んだものである。
- 9 輸入者は、別紙1の仕入書に記載された「Edible seaweeds」及び「Tengusa」の輸入に関して、運送中の乾燥状態を維持する必要から、船会社に対して乾燥装置の整った特製コンテナを依頼し、輸入港までのリース料金として、AU\$1,200.00を支払う。
- 10 輸入者は、輸入貨物が国内販売規格に合致しているかなどについての規格検査を行うため、